

【対談】公証人と法律専門家との連携

梅田公証役場
おのよういち
公証人 小野 洋一

司法書士事務所ともえみ
やまぐち よりこ
代表司法書士 山口 良里子



信託契約を公正証書で作成する割合が増え、公証役場へのニーズが高くなっています。一方で、公証人がそのすべての要求をカバーすることは難しく、地域の専門家、特に法律専門家との連携が必須になってきます。

本稿では、信託契約公正証書作成において、公証人と法律専門家がどのように連携できるか、良好な関係はどのように作れるか等、ご対談いただきました。

最近の公正証書の傾向

 小野先生、本日はよろしくお願ひします。

 よろしくお願ひします。

 最近、家族信託の契約や高齢のお客様の財産の管理、承継など、公正証書を作成する場面が非常に増えてきています。その際、法律の専門家と公証人の先生方との連携がとても重要になってくるかと思ひます。今回は、公証人の先生と法律専門家との連携はどのようにしていくのがよいか、またどのようにより良い関係を作っているのか、その辺をお話できたらと思ひます。

小野先生は公証人になられてどのくらいですか？

 2013年の10月からですので、もうすぐ6年になります。

 大阪で一番忙しいといわれているのが、ここ梅田の公証役場ですが、どのような依頼が多いですか？

 確かに梅田公証役場は、依頼案件の質・量ともに全国的にも有数の役場です。特に遺言書の作成件数でいうと全国でも一番多いのではないかと思ひます。意外と知られていないのですが、公正証書には番号がついていて（証書冒頭の「令和元年第〇号」というのがそれです）、この番号は、各公証人ごとに毎年1月1日の1号から順番につけていくものですので、12月末の番号をみれば、その年にその公証人が作った数がわかります。私の場合でいうと、最近では毎年1,000を超えており、そのうち6～7割が遺言かなというところなんです。他には、離婚、財産

管理・任意後見、事業用定期借地等、種々雑多の公正証書を作成させていただいておりますが、その中に信託もあるといった感じです。

 梅田の公証役場は都会の真ん中にあるので、どちらかというと会社関係の契約書を公正証書にするケースが多いのかなという印象でしたが、個人の、しかも遺言という超高齢社会特有の事案が多いのですね。

 昔はいわゆる会社関係が多かったのですが、最近では個人の需要へと変化していますね。まさに公証役場も個人のお客様を相手にする時代ということです。

 なるほど。私どもの事務所でも、高齢期のお客様のサポートを以前からさせていただいていますが、公証役場というか公証人の先生との連携なしでは仕事になりません。時代の転換を感じています。



山口司法書士

ここ3年くらい、家族信託関連の相談が特に増えてきたように思います。公証役場でのここ数年の家族信託の事案数の推移はいかがでしょうか。

 そうですね。一昨年あたりから大きく増えてきましたね。でも、数的にはまだまだ少ないというのが私の印象です。公証人側のキャパシティ（受入能力）の問題はありますが、本来は、公正証書作成数の1割くらいはあってもいいかなとは思っています。

家族信託の事案

 この傾向は続きそうですね。家族信託というどのような事案が多いですか？

 事業承継目的などのものもありますが、信託という制度は、そもそもがイギリスにおける家族の中での財産承継目的のもの（Family Trust）から発達した制度ですので、やはり遺言代用目的のもの、それに加えて任意後見等の経済的な面からの対策ですね。そのセットが多いのではないのでしょうか。

 今までに、印象に残っている事案はございますか？

 そうですね。いろいろとありますが、例えば、司法書士事務所からの依頼案件で、相続人が「〇〇家親族会」なる一般社団法人を設立し、これに相続不動産に関するそれぞれの持分を信託して「〇〇家親族会」なる名義で登記したうえで、不動産利用の現状の保存と親族間の祭祀や親睦を図り、将来相続不動産の売却に至ったような

場合は、信託を終了させて受益者等にその配分をするというスキーム事案がありました。これは、相続不動産の分散や相続人間の争いを避けたうえで、各人の今後の事情の推移等にも柔軟に対応し得るという、信託の非常に上手い使い方だと思います。条項自体も実に細かいところまでよく考えられており、その意味で印象に残っています。

 信託の良いところをすべて凝縮して設計がされているような気がしますね。

今回は司法書士事務所が関与されていたということですが、最近ではテレビや雑誌などで家族信託が注目されているので、一般の利用者の方が、専門家を介さずに先生のところに直接持ち込むというような案件もあるのでしょうか。

 一般の方が直接、家族信託関連の公正証書の作成を依頼されることはあまりないのではないのでしょうか。少なくとも私の場合は、一般の方から直接、ずばり家族信託の公正証書の作成をということで依頼を受けたことはほとんどないですね。

遺言相談のほどかしさ

 一方で遺言の場合は、一般の方が公証役場に直接足を運ばれて公正証書の作成を依頼されることは結構あります。遺言書を作る前提で聞き取りをするのですが、希望とかそういうことを聞いていると、このケースはひょっとしたら信託のほうがよいのではないかなと思うことが実は結構ありま



小野公証人

す。

公証人というのは、ご承知のとおり縛りがかかっていますので、具体的に家族信託についてスキームの提案等をすることは、契約書作成事務そのものになりかねず権限を越えてしまいますのでなかなか言えないのです。ではどうするかというと、「信託という方法について士業の先生等の専門家に相談されたらどうですか」と言いたいのですが、特定の専門家を紹介するわけにもいかないんですね。

信託になじみのない一般の方にこれを説明すること自体それなりに難しいことなので、中途半端な説明をすると本人が混乱されるうえ、一体誰に相談したらいいのかと困ってしまうと思うのです。その意味で、間接的には「信託」の相談も受けていることにはなりますが、今のようなジレンマがあります。

 そうですね。遺言のほうがより一般の方には身近ですよ。相続法の改正もありましたし…。

ただ、遺言でできないことが信託ならできるということもあります。専門家と一般の方とで要望をすりあわせていけば良い形の解決ができるのですが、相談を受ける入口がまだ整っていないのかなと。

 受け皿的な仕組みがもう少し整っていればと、もどかしい思いをすることがありますね。

 遺言でも家族信託でも、本人の判断能力が低下するまでに作っていたかかないといけませんので…。あとで「家族信託のほうがよかった」となっても遅いですね。

 そのとおりです。

専門家と公証人との連携で大切なこと

 先生のところに信託の契約書を持ち込む専門家にもいろいろな方がいるとは思いますが、より良い連携のために必要だと思うことはどんなことですか？

 元々イギリスで始まったのはファミリートラストです。家族信託というのは、本当は元々の信託のかたちですよ。うまく使えば非常に有効で使い勝手が良いうえ、既成の法律の枠組みでは実現できないようなことも実現できます。そういう意味で、手術でいったら鋭いメスのようなもので、うまく使えば経済的な点も含めて依頼者に非常に大きな利益が、利益というか依頼者の望む結果が生み出せるのですが、一方で、専門家でさえ従来の法的思考だけでは賄いきれないような、あ

る意味ものすごい道具なんですよ。ですので、残念ながら一般の方がテレビ等で見て「これはいい」といって使いこなせるというようなものではありません。それだけに、家族信託の設計・作成段階だけでなく、その後の運用の段階でも、専門家の方々の関与とかサポートとかが絶対に必要だと思っています。

 その点で専門家に要望したい点がありますか。

 専門家の方には大変おこがましいのですが、すでに申し上げたように、信託は鋭いメスのようなものですので、メスそれ自体の性状が十分にわかっていないと、思わぬリスクや危険がありますし、税法等への配慮も不可欠です。その辺のところを十分踏まえたうえで、ご活躍いただければと思います。

他方、公証人は、委託者本人の意思能力のチェックも含めて当事者が内容を十分理解しているとか、信託契約の各条項に違法、無効はないかなどの観点からの法的なチェックを行っています。

そして、ご相談者の方におかれては、遺言や任意後見等との組合せを検討されることも多いと思いますが、それらの公正証書作成の要否や、各公正証書間の見合いの問題などもご相談いただければ結構です。そのような、公証役場の公的な機関としての機能をうまく使っていたいただけたらと思います。

一緒に仕事をしたい専門家とそうではない専門家の違い

 それではもう少し突っ込んだ質問になりますが、一緒に仕事をしたい専門家とそうでない専門家がいるかと思いますが…。その違いはなんでしょうか？

 それぞれの専門家の方が、クライアントのニーズに応えようとされていますよね。クライアントが直接口で話されることだけがニーズではありませんで、そのクライアントが真に求めているものが何かを的確にとらえて、どうすればそれに答え、最善の結果が得られるかということを真剣に考えていくことが、本当の意味での「ニーズに応える」ということだと思うんですよね。

その意味で、専門家としてのテクニカルな面に習熟することが大切なのはもちろんですが、一番大切なのは、やはり、人間としてバランスのとれた健全な常識とか見識とかを備えているということじゃないでしょうか。人間って心や感情の面も非常にありますから、それらのクライアントの思いや感情をきちんと受け止めることのできる、人間として信頼できる方というのが、やはり一緒に仕事をしたい専門家ということになりますかね。そういう方であれば、それぞれの案件についての確かな問題意識を持っておられ、信頼できる仕事をされるということになるので、こちらも安心できます。まあ当たり前のことを申し上げているわけですが、なかなか難しいことでもありますよね。でも専門家の仕事とはそうい



うものじゃないかと思っています。

 はい。家族信託は、本当に使い方がいく通りもあり、柔軟にお客様の希望を叶えることができる制度です。専門家もきちんとメスの使い方、つまりテクニカル面をより勉強して使いこなせるようにするとともに、お客様なり、連携する他士業の先生方、公証人の先生方とも気持ち良く仕事ができるように、人間力も磨くことが大切ですね。先生を目指して私も研鑽して、人間としても一回りも二回りも大きくなれるよう頑張りたいと思います。

家族信託の今後への期待

 最後に一点だけよろしいでしょうか。

遺言書をこれだけ作っております私の立場から見ても、家族信託というのは非常に有効なものだと思います。ただ、遺言は明治以来の、目に見える形での実績の積み重ねがあり、それが一般の方にも認知された結果、現在の活況があるのだと思います。

ところが、家族信託の場合は、新信託法の施行からまださほど時間が経っていないいうえ、信託契約の効果そのも

のが割合長いスパンの中で順次現実化していくものなので、最後までうまくいったのかということが、まだ十分に検証できる段階に至っていないのではないかと思います。

新信託法が整備されたことは、ある意味、超高齢社会に生きる我々への贈りものだと思います。多少の時間はかかるかもしれませんが、今後、家族信託を利用して本当に良かったという事例が積み重なり、その体験談が口コミなどを介して広く広がっていけば、家族信託の制度が大変有用なものとして、本当の意味で定着していくことになると思います。その点、公証人としても非常に期待をしているところでございます。

 時代の転換期に生きる法律家として、公証人の先生、その他の専門家の方々と連携を深め、お客様から「家族信託を利用して本当に良かった」と言ってもらえる事例を積み重ねていけるよう、さらに努力していきたいと思っています。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。



おの よういち
小野 洋一

梅田公証役場 公証人

兵庫県出身。1974年司法試験合格、1975年東京大学法学部卒、1977年裁判官に任官（大阪地裁配属）。以後、大阪地・高裁を中心として、東京高裁、高松高裁などで勤務。もともと民事訴訟を専門とするが、東京高裁や大阪高裁では、足かけ10年近く知的財産権関係訴訟に携わり、多くの著名事件を担当した。2013年から梅田公証役場公証人。



やまぐち よりこ
山口 良里子

司法書士事務所ともえみ 代表司法書士・家族信託専門士

1999年司法書士試験合格。「お客様の笑顔に全力を尽くす」をモットーとし、身近な暮らしの法律家として年間200件を超える家族信託・生前対策の相談を受ける。実務法律家としての視点に加え、不動産活用、税務、心理面を総合的に判断する実践的な問題解決が得意。夢は、一人でも多くのお客様の「安心な老後と幸せな相続」を実現すること。